

一般公募予備自衛官から即応予備自衛官への任用について

概 要	自衛官経験のない一般公募予備自衛官のうち即応予備自衛官への任用を志願する者に対し、所定の教育訓練を行ない基本特技を取得した者を即応予備自衛官に任用												
任用までの流れ	一般公募予備自衛官	即応予備自衛官任用											
	 志願・選考 【応募資格】 ○ 一般公募予備自衛官 ○ 年 齢 <table><tr><td>2 士 ～ 2 曹</td><td>5 0 歳未満</td></tr><tr><td>1 曹 ～ 2 尉</td><td>5 2 歳未満</td></tr></table> ※ 即応予備自衛官への採用時年齢 基本特技付与のための教育訓練  【訓練招集部隊】 コア普通科連隊 【教育訓練期間】 3 年以内 ○ 最大 2 0 日間／年 (5 日間訓練を含む。) ○ やむを得ない場合は 1 年を 超えない範囲内で延長可能  基本軽火器特技取得 (約 4 0 日間基準)  基本迫撃砲特技取得 (約 4 0 日間基準) 志願・選考  【任用後】 コア普通科連隊の即応予備自衛官ポストで勤務 <tr><th>身 分</th><td>予備自衛官</td><td>即応予備自衛官</td></tr> <tr><th>招集区分</th><td>防衛招集、国民保護等招集、災害招集、訓練招集</td><td>防衛招集、治安招集、国民保護等招集、災害等招集、訓練招集</td></tr> <tr><th>処 遇</th><td> ○ 予備自衛官手当 ○ 訓練招集手当 ○ 雇用企業協力確保給付金（訓練招集以外の招集時） </td><td> ○ 即応予備自衛官手当 ○ 訓練招集手当 ○ 勤続報奨金 ○ 雇用企業給付金 ○ 雇用企業協力確保給付金 </td></tr>	2 士 ～ 2 曹	5 0 歳未満	1 曹 ～ 2 尉	5 2 歳未満	身 分	予備自衛官	即応予備自衛官	招集区分	防衛招集、国民保護等招集、災害招集、訓練招集	防衛招集、治安招集、国民保護等招集、災害等招集、訓練招集	処 遇	○ 予備自衛官手当 ○ 訓練招集手当 ○ 雇用企業協力確保給付金（訓練招集以外の招集時）
2 士 ～ 2 曹	5 0 歳未満												
1 曹 ～ 2 尉	5 2 歳未満												
身 分	予備自衛官	即応予備自衛官											
招集区分	防衛招集、国民保護等招集、災害招集、訓練招集	防衛招集、治安招集、国民保護等招集、災害等招集、訓練招集											
処 遇	○ 予備自衛官手当 ○ 訓練招集手当 ○ 雇用企業協力確保給付金（訓練招集以外の招集時）	○ 即応予備自衛官手当 ○ 訓練招集手当 ○ 勤続報奨金 ○ 雇用企業給付金 ○ 雇用企業協力確保給付金											

※ 細部は最寄りの地方協力本部までお問い合わせ下さい。 1

予備自衛官等制度の概要

区 分	即応予備自衛官		予備自衛官		予備自衛官補	
					一般公募	技能公募
採 用 対 象	○ 元自衛官 ○ 基本特技を保有した一般公募予備自衛官		○ 元自衛官 ○ 予備自衛官補の教育訓練修了者		主として自衛官未経験者	
	2 士 ～ 2 曹	5 0 歳未満 ※ 採用時年齢	1 士 ～ 2 曹	5 5 歳未満	1 8 歳以上 3 4 歳未満	1 8 歳以上 5 3 ～ 5 5 歳未満 (※ 資格、免許等による。)
	1 曹 ～ 2 尉	5 2 歳未満 ※ 採用時年齢	1 曹 ～ 2 佐	5 7 歳未満		
			1 佐	5 8 歳未満		
応 招 義 務	防衛招集 治安招集 災害等招集 国民保護等招集 国民保護等招集 訓練招集 		防衛招集 災害招集 国民保護等招集 訓練招集 		教育訓練招集 	
訓 練 集	3 0 日間／年 (2 日間～ 4 日間の訓練を複数回／年)		5 日間／年 (3 日間＋ 2 日間／年、及び特別な招集訓練として合計 2 0 日間以内／年)		5 0 日／ 3 年以内	1 0 日／ 2 年以内
処 遇	○ 訓練招集手当： 14, 200 ～ 10, 400 円／日 ○ 即応予備自衛官手当： 16, 000 円／月 (3 曹の例： 531, 000 円／年) 勤続報奨金 120, 000 円／1 任期 (3 年)		○ 訓練招集手当： 8, 100 円／日 ○ 予備自衛官手当： 4, 000 円／月 88, 500 円／年 (標準)		教育訓練招集手当： 7, 900 円／日	
企 業 給 付 金	○ 即応予備自衛官雇用企業給付金： 510, 000 円／年 ○ 雇用企業協力確保給付金		訓練招集以外の招集出頭時： 34, 000 円／日 ※ 細部支給要件については各地方協力本部にお問い合わせ下さい。			

※ 手当、給付金は課税対象になります。細部は最寄りの地方協力本部までお問い合わせ下さい。 2